倶知安町認知症ケアパス

認知症になっても安心して暮らすために

「認知症ケアパス」とは、認知症を発症した時からその進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、この「認知症ケアパス」をご活用ください。

発行日　令和５（2023）年　１０月　３１日　改訂
発行元　倶知安町地域包括支援センター

はじめに

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、2018 年時点で高齢者の７人に１人は認知症であり、2025 年には５人に１人が認知症になると予測されています。

認知症の方は記憶障害などから不安になることも多くありますが、認知症の状態に応じて適切なサービスが切れ目なく提供されることで、地域の中で暮らし続けることができます。さらに介護する家族の負担を軽減するためにも、地域全体で支え合うことが重要です。

この【倶知安町認知症ケアパス】には認知症を理解し、認知症の人や家族を支援するための様々な情報と、認知症の方の状態に応じて利用できる社会資源などが掲載されています。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、この【倶知安町認知症ケアパス】をご活用いただけたら幸いです。

～ これって認知症？　こんな症状があったらご相談下さい ～

認知症とは、様々な原因で脳の細胞がうまく働かなくなってしまったり壊れてしまうことで、徐々に日常生活に支障が出る状態のことを指します。

★財布や鍵など物を置いた場所がわからなくなる
★5 分前に聞いた話を思い出せない
★周りの人から忘れっぽくなったと指摘される
★今日が何月何日かわからなくなる

★実際には無い物が見える
★動作が遅くなる
★頭がすっきりしている時とぼんやりしている時の差が激しい
★足がうまく上がらず歩きにくい、転びやすくなった

★言おうとしている言葉がすぐに出てこない
★服の着方がわからない
★感情のコントロールがしにくい

★店から商品を持ってきてしまう
★他人の迷惑を考えられなくなった
★毎日決まった行動を繰り返す
★身だしなみが気にならなくなった

認知症は大きく４つの型に分かれますが、混合する場合もあります。これらの症状が気になったらお早めに専門医にご相談下さい。

◆どこの病院に行ったら良いかわからない
◆消費者被害にあっているかも・・・
◆親又は配偶者が認知症かもしれない
◆お金の管理が難しくなってきた・・
◆若年性認知症かな？
◆まずは相談したい！
という場合は地域包括支援センター（0136-23-0500）までご連絡下さい。

～ 「老化による物忘れ」と「認知症による物忘れ」は違うの？ ～

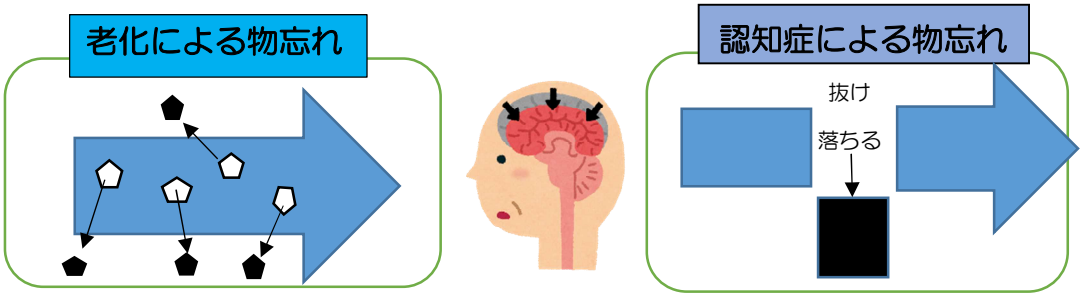

物忘れと認知症の違い		
老化による物忘れ		認知症による物忘れ
あり	もの忘れの自覚	なし
一部を忘れる	体験の喪失	そのもの全てを忘れる
支障はない	日常生活	支障をきたすことがある
作話はみられない	作話	しばしば作話が見られる
緩徐 or しない場合もある	もの忘れの進行	進行する
ほぼ認識できる	正しい認識	正しく認識できなくなる

～ 認知症の症状ってどんなものがあるの ～

認知症には「中核症状」と「行動・心理症状」の２つの症状があります。「中核症状」は脳の細胞が壊れることによって起こる症状で、認知症本来の症状です。「行動・心理症状」は中核症状を元に本人の性格や環境、人間関係など様々な要因が関係して引き起こされる症状です。

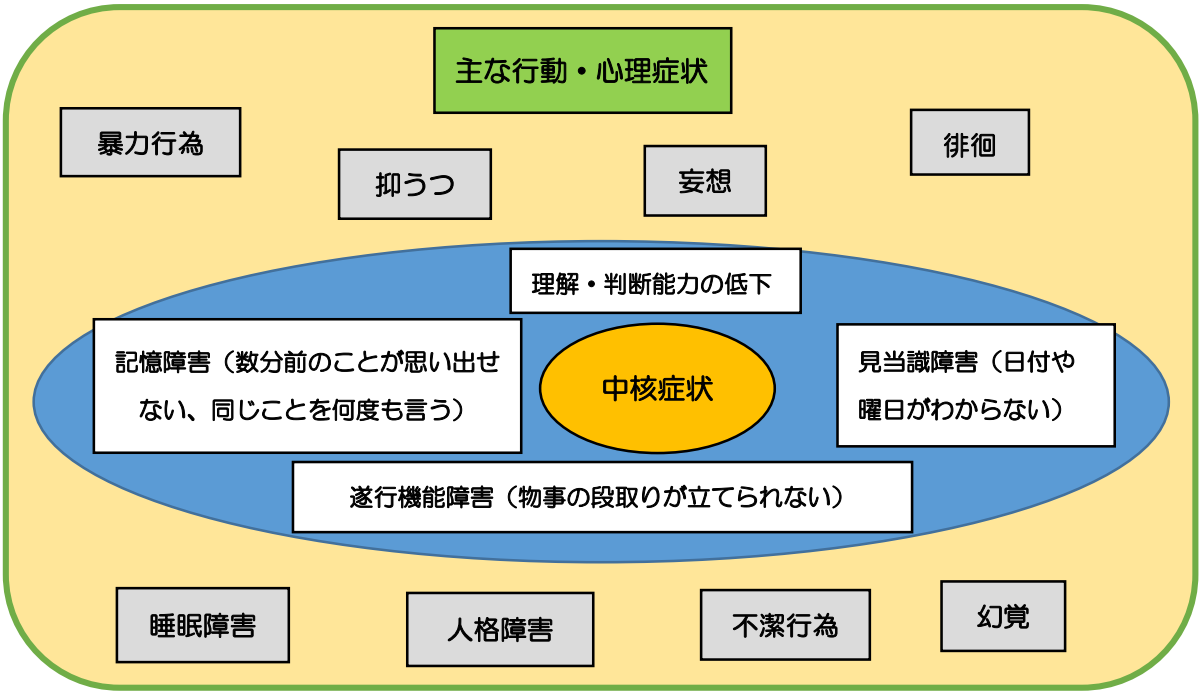

もの忘れ“めやす”リスト

そうだんイーローゴ・ネット
相談e-65.net

早期発見のポイントより抜粋

もの忘れかな？？と思ったら、この"めやす"リストを使用してみてください。
現在の日常生活と1年前の状態を比べてください。
※この結果だけでは診断はできません。あくまで"めやす"にすぎません。

該当するリストの（2／1／0）に○をつけ、合計の点数を出します。

	変わらない	多少悪くなった	とても悪くなった
(1)曜日や月がわかる	2	1	0
(2)前と同じように道順がわかる	2	1	0
(3)住所・電話番号を覚えている	2	1	0
(4)物がいつもしまわれている場所を覚えている	2	1	0
(5)物がいつもの場所にないとき、見つけることができる。	2	1	0
(6)洗濯機やテレビのリモコン電気製品を使いこなせる	2	1	0
(7)自分で状況にあった着衣ができる	2	1	0
(8)買い物でお金を払える	2	1	0
(9)身体の具合が悪くなったわけではないのに、気力がなくなってきた。	2	1	0
(10)本やテレビの内容がわかる	2	1	0
(11)手紙を書いている	2	1	0
(12)数日前の会話を思い出すことができる	2	1	0
(13)数日前の会話の内容を思い出させようとしても難しい	2	1	0
(14)会話の途中で言いたいことを忘れることがある	2	1	0
(15)会話の途中で適切な単語がで出てこないことがある	2	1	0
(16)よく知っている人の顔がわかる	2	1	0
(17)よく知っている人の名前を覚えている。	2	1	0
(18)その人たちがどこに住んでいる、仕事などがわかる	2	1	0
(19)最近のことを忘れっぽくなった	2	1	0

※本間昭・認知症介護研究・研修東京センター センター長 監修

（フランスの精神科医リッチーらによる論文＝1996 年＝をもとに作成

合計　　点

合計点が 24 点以下の場合、地域包括支援センター（役場　福祉医療課）

または、かかりつけ医などにご相談されることをお勧めします。

～ 認知症とうつ状態の区別 ～

	うつ状態	認知症
発症	週～月単位で、何らかのきっかけがある	ゆっくりと発症し、特定しにくい
経過	発症後、急激に症状が進行し、日内変動がある	一般にゆっくりで、変動が少なく進行性
記憶障害	記憶障害がある、考えてもわからないと言う、最近の記憶も昔の記憶も同様に障害される	記憶障害を否定するが他覚的にはみられる、考えようとしない、最近の記憶が障害される
答え方	質問に対し「わからない」と返答される	誤った答え、作話がみられ、辻褄を合わせようとする
自己評価	自分の能力低下を嘆く	自分の能力低下を隠す
思考内容	自分を責める	他人のせいにする
身体症状	不眠、食欲低下など	あまりみられない
気分・感情	気分は日内変動する、悲哀的、空虚感	怒りっぽい、感情と一致しない行動がある

～ 若年性認知症とは ～

認知症とは、一般的には高齢者に多い病気ですが、６５歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。疲れや更年期障害、あるいはうつ状態などの他の病気と間違われることがあります。本人や配偶者が現役世代なので、認知症になって職を失うと、経済的に困ることになります。介護者が配偶者に限られることが多いため、配偶者も仕事が十分にできにくくなり、身体的にも精神的にも経済的にも大きな負担を強いられることになります。

～ 認知症の方が利用可能な制度 ～

★精神障害者保健福祉手帳
症状や生活状況によって、1～3級の各種優遇措置があります。若年性認知症の診断を受けた６か月後にこの手帳の申請をすることで、税金の控除・免除やNHK受信料の減免などが受けることができます。

★自立支援医療費（精神通院医療）助成制度
精神医療に係わる医療費のうち、医療保険の本人負担の一部を公費負担する制度です。総医療費のうち、原則として本人負担は１割に軽減されます。病院以外に薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも該当します。

★傷病手当金 (65歳未満のみ)
職場の健康保険に加入している本人が、病気やけがなどで休業する場合、療養中の生活保障として支給される手当です。国民健康保険には適用されません。

★障害年金制度 (65歳未満のみ)
公的年金に加入中、障害の程度と一定の要件によって支給されます。障害年金には①国民年金の障害基礎年金②厚生年金の障害厚生年金があり、申請の要件は障害の原因となった傷病の初診日から１年６ケ月経過が原則です。

★その他
雇用保険制度、障害者総合支援法による就労支援、所得税・住民税の障害者控除、介護保険制度、国民健康保険料の減免、国民年金保険料の法的免除、生命保険の高度障害認定、住宅ローン免除、介護休業制度（介護する家族のための制度）、身体障害者手帳、就学援助制度

上記内容お問い合わせ：倶知安町役場
住所：〒０４４－０００１
虻田郡倶知安町北１条東３丁目
代表　TEL:２２－１１２１

倶知安町認知症初期集中支援チーム

倶知安町では、平成３０年より、「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる様、早期診断・早期対応と、医療と介護に適切に繋がることを目的とします。

～ 認知症初期集中支援チームとは ～

認知症専門医（サポート医）と医療・介護・福祉の専門職がチーム員となり、認知症の「早期発見・早期対応」を目指して活動する認知症専門チームです。

～ どのような活動をするの ～

倶知安町内にお住いの認知症の方（疑いのある方）のご自宅に認知症初期集中支援チーム員が訪問して、心配なこと、困っていることなどのお話をお伺いし、今後の生活をどのようにしたいかなどを、ご本人・ご家族と一緒に考えます。必要に応じて、医療・介護サービスに関する情報提供や、かかりつけ医、もの忘れ外来への受診提案などの助言を行います。又、月に１回認知症専門医と会議をし、情報共有・今後の方向性についての話し合いを行います。

～ 対象となる方は ～

倶知安町民の方で、自宅で生活をされており、認知症の疑いや症状などでお困りの方。（例）認知症の診断を受けたが受診を拒否している、医療や介護サービスを受けたいが結びつかない、認知症による症状が強く対応に困っている。

～ どこに相談すれば良いの ～

地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム員がおります。お話をお伺い致しますのでお気軽にご相談下さい！

お問い合わせ：倶知安町地域包括支援センター
住所：〒０４４－０００１
虻田郡倶知安町北１条東３丁目
TEL:２３－０５００

～ 町の高齢者サービス ～

専用のパンフレットをご用意しておりますのでそちらをご参照下さい。
この表紙が目印です。

倶知安町高齢者の福祉サービスのご案内
倶知安町地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い、６５歳以上の方の介護予防と日常生活の自立のため、介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。

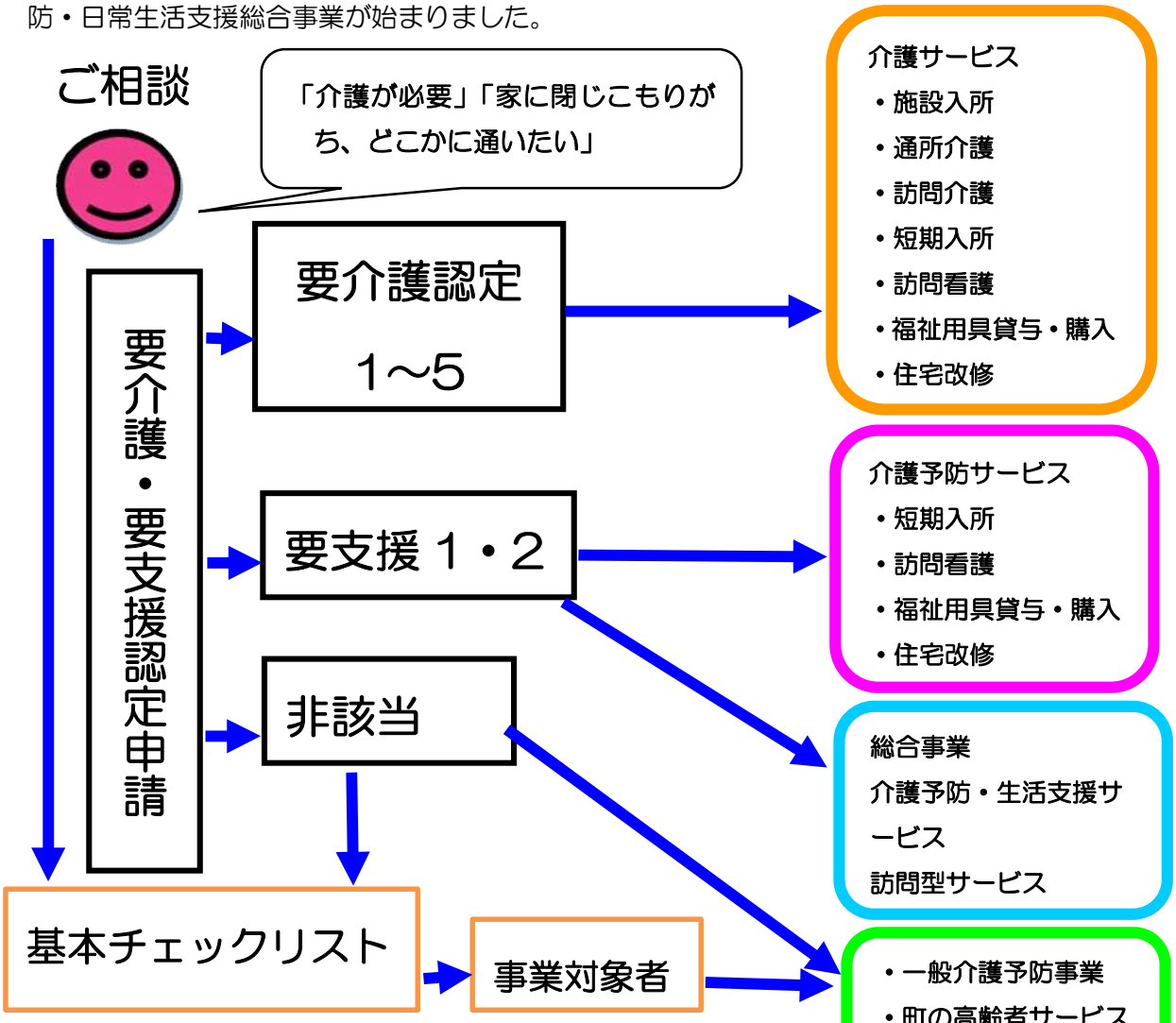

基本チェックリスト

被保険者番号（　　）　　記入日（　　年　　月　　日）

氏名		男　女	生年月日	M　T　S　年　月　日（　歳）
住所	倶知安町		電話	

No.	質問項目	回答（いずれかに○をお付け下さい）	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	１５分くらい続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
24		0.はい	1.いいえ
25		0.はい	1.いいえ

事業対象者に該当する場合、基本チェックリストや受付シートを事業実施に必要な範囲で町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、主治医その他関係する者に掲示することに同意します。　本人氏名　　㊞

町使用欄	町使用欄	生活機能	運動機能	栄養改善	口腔ケア	閉じこもり	物忘れ予防	判定
NO	1～20	6～10	11～12	13～15	16～17	18～20	21～25	
判定基準	10点以上	3点以上	2点すべて	2点以上	No16に該当	1点以上	2点以上	□　該当
該当数								□　非該当

～ 認知症の方の暮らしに役立つ情報 ～

倶知安町成年後見センター

地域で身近な成年後見制度の相談窓口として、制度の説明や申立手続きの支援、後見活動の相談に応じます。

●場所　〒044-0003　倶知安町北３条東４丁目（保健福祉会館内）
　　社会福祉協議会
●相談受付時間　年末年始・祝日を除く月～金曜日　８：45～17：30
●受付電話番号　０１３６－２２－４１５０

成年後見制度とはどんな制度?

◆成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）の身体や財産などに対する権利が侵害されないように、成年後見人等が財産の管理や処分などの法律行為や福祉サービスの利用契約などを行い、保護・支援するための制度です。この制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の２種類に分かれます。

◆法定後見制度とは、日常生活や財産の管理などについての判断能力が不十分になってしまったときに、家族などや市町村長が家庭裁判所に法定後見の開始を申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する制度で、選任された後見人等は財産の管理や保護、福祉サービスの利用契約などの支援を行います。法定後見制度は、後見、保佐、補助の３つの類型があり、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができます。なお、申立ては、原則として本人の居住地の家庭裁判所に行います。

◆任意後見制度とは、日常生活や財産の管理が不自由になった場合に備え、あらかじめ自分が選んだ後見人（任意後見人）との間で、公証人が作成する公正証書によって契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。なお、本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、契約の効力が生じることになりますので、家庭裁判所にその選任の申立てを行う必要があります。

倶知安消費者協会

消費者のトラブルや疑問を解決するために助言や斡旋を行っています。

●場所　〒044-0013 北海道虻田郡倶知安町南３条東４丁目
　　倶知安町文化福祉センター１階　団体室
●相談受付時間　月・水・金曜日　10：00～15：00
●受付電話番号　０１３６－２３－１５２２

倶知安地域・余市管内 SOS ネットワーク

認知症や障がいを持った方が時として家や施設を出てから道を間違えてしまったり、自分がどこにいるのかわからなくなり、行方不明となってしまうことがあります。ＳＯＳネットワークは、このような方々を速やかに発見・保護するシステムです。

●行方がわからなくなったら→倶知安警察署　生活安全課　２２－０１１０
　※夜間・土・日・祝日は、警察署当直まで
●お問い合わせは上記警察番号か後志総合振興局保健環境部保健福祉室（倶知安保健所）子ども・健康推進課精神保健福祉係　２３－１９５７　まで
●日常生活での困りごとや医療に関することについては倶知安保健所でも相談に応じています。保健師による電話・面接は随時行っており、その他、毎月１回精神神経科医師による面接相談（こころの健康相談）も行っています。相談は予約制なのであらかじめお電話でご連絡下さい。プライバシーは守られますのでお気軽にご利用下さい。

認知症の当事者や家族の集い

　認知症になっても本人のペースで気軽に集える場です。また、認知症の介護で悩みや不安を感じているご家族が集まって共感したりする場です。『オレンジカフェ　結び場』『こでまり』等、開催しています。

●結び場～倶知安社会福祉協議会（23-2821）
●こでまり～介護老人保健施設 麗華苑（22-0003）
●ご相談など～地域包括支援センター（23-0500）

倶知安認知症サポーター養成

　認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症の人やその家族の「応援者」です。
　認知症の症状によっては、適切な治療や支援を受ける事で進行を遅らせたり改善を図る事が出来るため、早期発見・早期対応が何より重要です。
また、認知症の人やその家族が安心して地域での生活を営んで行く為には、地域の人達が認知症についての正しい知識を持ち、症状について理解している事が大切です。認知症サポーター養成講座を町内で随時、無料で開講しています。ぜひお気軽にご相談ください。

●少人数～団体（要相談）まで開催できます
●開催準備のお手伝いや会場の相談をさせていただきます
●認知症の症状やご家族への支援など、わかりやすくお伝えします
●対象　子どもから高齢者、企業の方等どなたでも
●お問い合わせ先　倶知安町地域包括支援センター（23-0500）

標準的な認知症ケアパスの概念図

認知症の経過

本人の様子

みられる症状や行動

認知症の心配がある（自立）	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
●物事の段取りが悪くなる ●昔から知っている物の名前が出にくい ●積極性が低下する ●金銭管理や買物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	●新しい事がなかなか覚えられない ●買物や金銭管理等にミスが見られるが日常生活はほぼ自立している ●料理の準備や手順を考えるなど、状況判断が必要な行為が難しくなる	●服薬管理ができない ●電話の対応や訪問者の対応等が一人では難しい ●たびたび道に迷う ●買物等今までできた事にミスが目立つ	●着替えや食事、トイレ等がうまくできない ●財布等を盗まれたと言い出す（物盗られ妄想） ●自宅がわからなくなる ●時間・日にち・季節がわからなくなる	●ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい ●言葉によるコミュニケーションが難しくなる ●声かけや介護を拒む ●飲み込みが悪くなり食事に介助が必要

介護・生活分野

医療分野

介護予防事業

地域包括支援センター

ケアマネジャー

居宅サービス

短期入所施設等を利用したサービス

認知症の心配

本人

認知症初期集中支援チーム

地域ケア会議

地域密着型サービス等

要介護認定

SOS ネットワーク

見守り

支え合う

訪問

介護サービス必要

気づき

気づきから診断まで

急性増悪期

日常診療

日常診療

家族

相談

認知症行動・心理症状悪化時などの急性増悪期診療

かかりつけ医（認知症サポート医）

確定診断

専門医療機関（精神科等）